

論 説

知的財産の帰属の合理的な関係

放送大学教養部/大学院文化科学研究科 特任教授 児玉 晴男

1. はじめに

産学連携や産官学連携または国際共同研究の推進が推奨されている。ただし、それらによって産み出される研究成果には、知的財産(注 1)の帰属との多様なかかわりが生じている。そして、その研究成果としては、発明と著作物(論文)およびプログラムがある。そこには、特許法と著作権法、そしてそれらが交差するなど、権利の關係に不確かさを呈している。それは、知的財産を物権と債権の峻別(注 2)によって解釈すること(大陸法系)と信託財産と解釈すること(英米法系)との法理の差異および無体物の知的財産が視聽覚化または物品・装置と一体化されることにより有体物へ展開されて理解されていることも影響している。

知的財産の帰属は、産業技術力強化法による規定があり、著作権法と産業財産権法による規定がある。例えばムーンショット型研究開発制度(注 3)での研究成果の知的財産は、産業技術力強化法 17 条を適用して、研究開発機関への帰属を原則とする(注 4)。しかし、その知的財産の帰属と同様の条項は、著作権の帰属(著作権法 29 条)と特許を受ける権利の帰属(特許法 35 条 3 項)(注 5)の規定が、それぞれ一カ所で規定されているに過ぎない(注 6)。著作権の帰属とは映画の著作物に関する規定であり、特許を受ける権利の帰属とは職務発明規定である。それらは、法人への著作権の帰属であり、法人(使用者)への特許を受ける権利の帰属である。その権利の帰属の「帰属」は、よく使用されるが、例えば「譲渡」と同義に解されることがある。また、譲渡は、承継または移転と表記されることがある。そして、譲渡と移転は、**transfer** と対応の關係を有する。したがって、それらの法解釈は、必ずしも明確ではない。例えば知的財産の帰属は、わが国では、創作者と法人(使用者)とのかかわりで齟齬が生じる。

ところで、知的財産の帰属は、知的財産権管理に関する著作権等管理事業法と信託業法との關係がある。したがって、知的財産の帰属の理解・解釈には、知的財産を物権と債権の峻別により解釈するものと信託財産と解するものの二つの考え方が並存する。すなわち、著作権の帰属については、著作権法の著作権の譲渡、出版権の設定(複製権、公衆送信権等)、著作物の利用の許諾と **copyright transfer** (信託譲渡)との關係がある。そして、特許を受ける権利・特許権の帰属については、特許法の特許を受ける権利・特許権の譲渡、仮専用実施権・専用実施権の設定、仮通常実施権・通常実施権の許諾と **patent transfer** (信託譲渡)

との関係が想定できる。

国の研究資金を得て行った研究に基づく発明等に関する権利の帰属は、創作者帰属と法人（使用者）帰属がある。そして、発明等には著作物があり、プログラムもある。発明と著作物であれば、それぞれ特許法と著作権法の個別の法律で対応できようが、プログラムは特許法と著作権法とにかかわりを持つ。しかも、特許法と著作権法は、権利の構造と帰属の法解釈が異なっている。したがって、その知的財産権の構造と帰属の法解釈には、混同が生じていよう。本稿は、知的財産の大陸法系と英米法系の二つの考え方の対応関係から、知的財産の帰属の合理的な関係について考察する。

2. 著作権法における知的財産の帰属

著作権の帰属の規定の著作権法 29 条は、映画の著作物の映画製作者への著作者の権利を対象とするものではなく、著作権を対象とする(注 7)。それは、わが国の著作権法が著作物に対して著作者の権利を定めている著作権法 1 条の法目的から言えば、著作者人格権とのかかわりが不明確な規定である。ただし、その構図は、著作権の譲渡に当たっての著作者人格権の対応にみられる(注 8)。その対応を回避する観点から、著作権の帰属は、出版権の設定と著作物の利用の許諾の関係も想定できる。

2. 1 著作権の譲渡と出版権の設定および著作物の利用の許諾

(1) 著作権の譲渡

著作権の帰属を著作権の譲渡とする「ひこにゃん事件」の判示がある(注 9)。その事件は、大阪地裁の調停がなされた後、大阪高裁の決定がなされ、当事者間の著作権の帰属の解釈の不一致等の紆余曲折を経て和解している。その経緯の中での問題の所在は、「国宝・彦根城築城 400 年始シンボルマーク等作成仕様書」では、「採用されたシンボルマーク、ロゴおよびキャラクターに関する、所有（著作権）等一切の権利は、国宝・彦根城築城 400 年祭実行委員会に帰属するものとする。」(注 10)と著作権の帰属としているのに対して、大阪高裁では、当該仕様書の著作権の帰属を著作権の譲渡と置き換えて判断していることにある(注 11)。しかも、著作権の譲渡としたことにより、翻案権等を含め、さらに同一性保持権も著作権の譲渡に翻案権等を含めていることから、不行使とすることを特に問題としない判示をしている(注 12)。

著作権の帰属は、通常、あいまいなままに理解されていよう。本件は、三つのポーズの「ひこにゃん」の第四以降のポーズは、原作者側によって創作されている。「ひこにゃん事件」の和解に至る経緯からいえば、本件の著作権の帰属は、原作者側の著作物（かぶとねこ）がそのまま使用される限りのものであってでもよい。また、映画の著作物の映画製作者への著作権の帰属とは、著作権の譲渡に限定されるものではないだろう。したがって、著作権の帰属は著作権の譲渡に機械的に置き換えられるものではなく、著作者人格権（同一性保持権）

の不行使特約についても限定的である。本件は、著作権の帰属は、翻案権等や二次的著作物利用権を対象とするものではなく、著作権管理といえるものである。

(2) 出版権の設定と著作物の利用の許諾

彦根簡裁の調停では、「ひこにゃん」の類似キャラ「ひこねのよいにゃんこ」の絵本の製作なども原作者側(注 13)に認める一方、彦根市の「ひこにゃん」の使用継続が決定している。それは、「ひこにゃん」の類似キャラ「ひこねのよいにゃんこ」の絵本の製作なども原作者側に認めていて、「かぶとねこ」の世界観を共有する「ひこにゃん」の原作者の権利は原作者側にあることと、「ひこにゃん」使用継続ということは、「ひこにゃん」の 3 ポーズの著作権は彦根市側にあることとは並存すると解しうる。

「ひこにゃん」の文字商標と図形商標(三つの姿態のうち「刀を持つ」ポーズ)は彦根市側の登録商標となっている。本件のように、キャラクターの著作物とその標章とは利用関係にある。商標法 29 条では、商標権と著作権・著作隣接権との抵触規定があるが、そこには標章と著作物の利用に関する規定はない。商標権の著作権との抵触については、出版権の設定または著作物の利用の許諾の契約により調整されることになる。したがって、著作権の帰属に、出版権の設定と著作物の利用の許諾が関与しうる。

上記から、「ひこにゃん」の 3 ポーズが彦根市に著作権がたとえ譲渡されているとしても、「かぶとねこ」の原作者の権利はキャラクターの原作者側に留め置かれている。「ひこにゃん事件」の争点に、彦根市が創作した「ひこにゃん」の着ぐるみが原作者側の「かぶとねこ」の世界観と異なるとの指摘がある。「ひこにゃん」の着ぐるみは、彦根市が「ひこにゃん」の 3 ポーズの著作権の譲渡に翻案権等や二次的著作物利用権を含めることによるものではなく、「かぶとねこ」の世界観からの著作物の創作か、その準物権的な権利(出版権の設定)によることが考えられる。そこには、キャラクターの著作者と地方自治体、それにキャラクターの名称を考えた人が、著作権法と商標法または意匠法との関りの中で、それらの総体としてのキャラクターを合理的に活用しうる知的財産の帰属の多様な関係が想定される。

2. 2 著作権規程・投稿規程と職務著作規程

(1) 学会の著作権規程・投稿規程

電気学会著作権規程(注 14)では、本会が編集または発行する著作物の著作権は、原則として本会に帰属させ(著作権規程 3 条)、それは著作者から本会への著作権の譲渡であり(同規程 4 条)、著作者人格権の不行使特約がある(同規程 6 条)。そして、電子情報通信学会著作権規程(注 15)も、著作権の帰属と著作権の譲渡および著作者人格権の不行使特約の規定については電気学会と同様である。情報処理学会著作権規程(注 16)も、電気学会著作権規程と電子情報通信学会著作権規程と同様であるが、学会へ著作権が譲渡された著作物の著作者の利用に関しては、著作者の権利(著作権規程 5 条)として規定する。学会へ著作権が譲

渡された著作物については、著作権の帰属（著作権の譲渡）と著作者の権利との二重性が読み取れる。そして、日本機械学会著作権規定(注 17)でも、電気学会著作権規程等と同様に、著作権の帰属（著作権規定 3 条）となり、それは著作権の譲渡（同規定 4 条）と著作者人格権の不行使特約（同規定 5 条）とのセットのパターンである。

そして、知的財産法分野の学会では、著作権規程・投稿規程に著作権に関する条項を設ける学会と著作権に関する規定を設けない学会がある。日本知財学会誌投稿規程(注 18)では、著作権は、その著作者が保持し（投稿規程 2.3.1）、投稿論文の著作者は、日本知財学会に対して、あらゆる利用行為を許諾し、その許諾は著作者の著作者人格権に影響しないとする（同規程 2.3.2）。そして、許諾は、投稿が受理された時点で行われたものとし、不採用とされた場合は、その決定の時点で撤回される（同規程 2.3.3）。他方、著作権法学会と日本工業所有権法学会では、著作権に関する規定をみることができない。いずれにしても、それらは、著作物の利用の無償の許諾といってよい。なお、人文・社会科学系の学会の論文誌の著作権規程は、著作権の帰属、出版権の設定、著作物の利用の許諾といえる。ここで、著作権の帰属は必ずしも著作権の譲渡といえるものではなく、理学・工学系の学会の発行物に関しては出版権の設定になっている。

ところで、理学・工学系の学会の会員は、通常、英米系の論文誌へ **Copyright Transfer Agreement** によって論文を公表している。したがって、その **copyright transfer** を著作権の譲渡として、理学・工学系の学会は使用していることが推察される。なぜならば、著作者自身の論文の著作権利用の許諾の内容がわが国の著作権の譲渡（著作権法 61 条）の内容と異なっているからである。しかも、**Copyright Transfer Agreement** の内容とも異なっており、**copyright transfer** を著作権の譲渡としたこととの整合もみられない。なお、論文執筆者本人または共著者が投稿原稿（掲載された論文の一部）を利用する場合は利用許諾を不要とし、著作権使用料は請求されない。この規定は、著作物の利用の許諾といってよい。

音楽出版社と理学・工学系の学会のジャーナルは著作権の譲渡であるが、一般の出版社と理学・工学系の学会の発行物の主な出版契約は出版権（複製権、公衆送信権等）の設定のケースになる。ただし、音楽出版社と理学・工学系の学会における著作権の譲渡とされているのは、著作権法で規定される著作権の譲渡ではなく、米国の出版契約の **copyright transfer** に準拠し、著作権等管理事業法の信託譲渡といってよい。上記から、著作権法における著作権の帰属は、著作権の譲渡と出版権（複製権、公衆送信権等）の設定および著作物の利用の許諾ならびに信託譲渡が対象になる。

（2）大学の職務著作規定

東京大学著作物等取扱規則(注 19)では、職務著作物の帰属と職務関連著作物の帰属に関しては、東京大学（大学法人）へ著作者の権利の原始取得とする（著作物等取扱規則 3 条、4 条）。ただし、職務著作物の管理は部局が職務著作物を自己の責任において適正に管理しなければならないとするが（同規則 3 条の 2）、職務関連著作物の管理は教職員等が職務関連

著作物を自己の責任において適正に管理しなければならないとある（同規則 5 条）。それらは著作権法 15 条に対応するが、職務関連著作物の帰属は著作者の権利が東京大学（大学法人）と著作者に並存していることになる。また、慶應義塾著作権取扱規則(注 20)では、塾（法人）に著作者の権利を原始取得する規定（著作権取扱規則 2 条）と塾（法人）に著作権を帰属させる規定（同規則 3 条）が並存する。前者は著作権法 15 条の規定であり、後者は著作権法 29 条の規定に対応する。なお、京都大学と早稲田大学には、著作物等取扱規則や著作権取扱規則は設けられていないか公表されていない。

ところで、放送大学学園就業規則(注 21)では、「著作権の帰属」の規定があり、それは職務著作規定といってよい。職員（教育職員を除く。）が職務上創作した著作物の著作権は、放送大学学園に帰属するとある（就業規則 38 条 1 項）。そして、教育職員が職務上創作した著作物（印刷教材、放送教材、通信指導及び単位認定試験の問題、解答及び解説、上記に準ずるもので別に定めるもの）については、学園は、その目的を遂行するために必要な範囲において、無償で自由に利用することができるとする（同規則 38 条 2 項）。それらは、前者が著作権の帰属であり、後者は無償の著作物の利用の許諾になっている。放送大学学園就業規則 38 条のように、放送大学教材の著作権の帰属は、教員にとっては、その教材の著作者の権利を享有したままであり、放送大学学園にとっては、その教材の著作物の利用の無償の許諾の関係になっている。著作権の帰属は、その態様に二重性がある。なお、教育職員が職務上創作した著作物である印刷教材（出版物）は、放送教材（TV 授業とラジオ授業）の内容と関連するが、放送大学教育振興会との出版権の設定により出版される。

上記から、著作権の帰属は、著作者の権利の原始取得、著作権の譲渡、出版権の設定、著作物の利用の許諾に分化し、さらに信託譲渡が関与する。

2. 3 職務著作規定の二重性

研究開発機関の研究成果は、映画製作者の映画製作に類似し、研究開発機関の研究成果の著作者は映画の著作物の著作者に類似する(注 22)。映画製作者と著作権法 15 条 1 項は法人の著作者の権利の原始取得の規定である。それは、例えば法人の映画製作者が映画の著作物の著作者となることを意味する(注 23)。そして、著作権法 15 条 2 項は、法人（プログラム製作者）の著作者の権利の原始取得である。著作者は自然人と法人になり、著作者人格権と著作権（複製権等の支分権）を原始取得することになる。また、著作権法 29 条 1 項は映画製作者（法人）の著作権の帰属を規定し、2 項は放送事業者（法人）の著作隣接権の帰属、3 項は有線放送事業者（法人）の著作隣接権の帰属を規定する。そのかわりの中で、著作権法 29 条は、法人の著作権等（著作権と著作隣接権）の帰属になる。すなわち、著作権法 15 条は職務著作規定（著作者の権利）であり、著作権法 29 条は職務著作規定（著作権等）といえることができる。そして、映画の著作物には実演が含まれる。実演が含まれるというより、視聴覚著作物としては実演そのものである。なお、研究成果には映像が含まれる。映像には、実演、レコード、放送または有線放送がかかわってくる。そこでは、著作権等の帰属

には、著作者人格権と実演家人格権とのかかわりの明確化が求められてくる。

なお、著作権法 29 条の著作権の帰属の説明に関して、ほとんどが著作権の帰属を同語反復するが、以下の二つの見解がある。ひとつは、法定譲渡としながら、はなはだわかりにくい制度であるとし、著作者と製作者との間に近代的な成熟した信頼関係が醸成されていないことによるという見解である(注 24)。そして、その見解の中で、映画の著作物の利用を確保する方法として、知的創作行為をなした著作者が著作権を享有するという原則を維持しながら、映画製作者が特定の権利を行使できる旨を推定するものがあるという(注 25)。その見解を換言すると、たとえ映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属するとしても、映画の著作物の著作者の権利は並存することになる(注 26)。もうひとつは、著作権が著作者に原始的に発生すると同時に、何らの行為または処分を要せずして法律上当然にその著作権が映画製作者に移転するという効果を発生させることを意味するという見解である(注 27)。その二つの見解は、前者が大陸法系の法解釈になり、後者が英米法系の法解釈といえる。いずれにしても、それらは、著作権の「帰属」そのものを分析するものではなく、著作権の帰属を法定譲渡と著作権の移転と置き換えている。

創作者帰属と法人帰属あるいは国家帰属は、知的財産の財産権では整合していても、知的財産の人格権がかかわってくると齟齬が生じてくる。そのことは、著作権の譲渡が著作者人格権とのかかわりで顕在化する。ただし、職務著作の著作者の権利帰属の著作権法 15 条と著作権帰属の 29 条とが並存していることによって、法人帰属と著作者帰属との齟齬は潜在化している。

3. 特許法における知的財産の帰属

特許法 35 条 3 項の特許を受ける権利の帰属の規定は、発明者帰属となっている職務発明制度の抜本的な見直しにより法人帰属へ転換することにある。それは、職務発明対価請求訴訟が契機となっている。ただし、それらの訴訟では、職務発明の特許権は、法人へ譲渡されている(注 28)。

3. 1 特許を受ける権利・特許権の譲渡

産学連携の「オプジーボ訴訟」のケースに関しては、特許発明に関する和解がなされている(注 29)。小野薬品工業(当該法人)のウェブページには、「訴訟の和解成立に関するお知らせ」が公表されている(注 30)。その発端には、「がん免疫治療薬「オプジーボ」の特許をめぐる、ノーベル医学生理学賞受賞者の本庶佑京都大特別教授(当該発明者)が 2021 年 6 月 5 日、薬を製造販売する小野薬品工業に対し、特許使用料の配分 226 億円余りを求める訴訟を今月中旬に大阪地裁に起こすと発表した。」(注 31)がある。

そこで、「オプジーボ訴訟の特許問題」から「オプジーボ訴訟の和解」へ至る経緯の観点から、特許権の帰属を考える。薬剤の特許権については、産学連携や職務発明に関する規定とも関連し、産業技術力強化法と特許法における特許を受ける権利・特許権の帰属のパター

ンが関与する。この二つのパターンは異なる法理（いわゆる英米法系と大陸法系）に基づいており、それらの関係が明確にされていないことが、特許を受ける権利・特許権の帰属の不明確さを生じさせていよう。当該法人と当該発明者がもし職務発明契約のような当該法人にオプジーボ特許の多くの特許権が譲渡されているならば、当該法人に分があるかもしれない。ところが、職務発明契約における職務発明規定は、職務著作規定と同様に、二つのパターンがある。それは、ひとつは特許法 35 条 1 項、2 項のパターンであり、もうひとつは特許法 35 条 3 項のパターンである。この二つのパターンの混同が残されたままであれば、たとえ当該法人と当該発明者が所属する大学との産学連携での特許権譲渡契約がもし整備されていたとしても、両者がどのように思い込んでしまうかで、見解の相違が残されたままになる。すなわち、特許権譲渡契約が未整備であっても整備されていたとしても、またある問題が和解されたとしても特許を受ける権利・特許権の帰属が当該法人と当該発明者でバランスがとれているとはいえない。

なお、当該発明者に関する特許出願は、特許情報プラットフォームで 69 件ヒット（2021 年 11 月当時）して、1984 年から、① 当該発明者が単独または複数が発明者として出願人となっている場合、② 当該発明者他が発明者となって当該発明者が出願人である場合、③ 当該発明者他が発明者となって当該発明者他と当該法人以外の会社が出願人である場合、④ 当該発明者他が発明者となって当該法人以外の会社が出願人である場合、⑤ 当該発明者他が発明者となって、当該法人以外の会社と当該発明者が出願人である場合、⑥ 当該発明者他が発明者となって当該法人が出願人である場合、⑦ 当該発明者他が発明者となって当該法人が出願人である場合、⑧ 当該発明者他が発明者となって科学技術振興機構・京都大学・理化学研究所が出願人である場合、⑨ 当該発明者他が発明者となって当該発明者と当該法人または当該法人と当該発明者が出願人である場合、⑩ 当該発明者他（外国籍を含む）が発明者となって産学連携（大学と企業）が出願人である場合の 10 パターンになっている。パターン①と②の当該発明者が単独または複数で特許出願することから始まり、次にパターン③から⑦の職務発明の色彩のある特許出願、最近ではパターン⑧から⑩の産学連携の特許出願になっている。この状況から推察して、当該発明者は、特許契約等では相当熟練だったように思われる。したがって、当該法人と当該発明者が所属する大学との産学連携での特許権譲渡契約がたとえ未整備であっても、問題は生じえないだろう。なお、当該法人と当該発明者との関係は深く、特許出願は相対的に「当該発明者他が発明者となって、当該発明者と当該法人または当該法人と当該発明者が出願人である場合」が多く、国際出願も同様で、当該発明者が単独で国際出願はしていないようである。この和解内容は、特定の三つの特許発明に対するものではあるが、上記の状況を総合的に判断して見る必要がある。本件の問題の所在は、著作権の帰属に対して著作権の譲渡と置き換えて理解しているように、特許を受ける権利・特許権の帰属に対して特許を受ける権利・特許権の譲渡と置き換えて理解していることにある。すなわち、著作権の帰属は著作権の譲渡と出版権の設定および著作物の利用の許諾とのかかわりで理解することと同様に、特許を受ける権利・特許権の帰属は特許を受ける権利・特許権の譲渡と仮専用実施権・専用実施権の設定

および仮通常実施権・通常実施権の許諾とのかかわりから理解する必要がある。

オブジーボ特許では、当該法人と当該発明者は特許権者であるが、当該発明者は共同発明者の代表者といった二つの関係になっている。そこには、共同発明の発明者の権利（発明者掲載権と特許を受ける権利）の原始取得と特許権の帰属が問題となる。「オブジーボ訴訟の特許問題」と「オブジーボ訴訟の和解」を検討するうえの起点となるものが、特許を受ける権利・特許権の帰属の形態である。当該発明者が特許実施料または相当な利益（対価）あるいは和解金を受け取り、それを若手研究者への育成のための基金とした場合、その知的財産権管理は、個人で管理する上で支障があるときは、大学に所属する研究者の観点から大学に知的財産権管理してもらうことになる。そこでも、特許法による知的財産権管理か信託業法の知的財産権管理がかかわってくる。その関係は、特許法と産業技術力強化法と同様である。発明は自然人である発明者個人の名誉になるものであるが、大学の技術移転機関（Technology Licensing Organization: TLO）では特許権の帰属で法人がかかわってくる。ノーベル賞が与えられるような高度の発明は、営業秘密（企業秘密）や国家機密にも関わっている。産業スパイ行為またはスパイ行為等の対応の観点からは、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」との関係でオブジーボ特許は、バイ・ドール法とは逆のベクトルになるが、国の特許権の帰属のもとに知的財産権管理に関与することも想定できる。

3. 2 大学の職務発明規程

東京大学発明等取扱規則(注 32)では、大学法人は、教職員等の行った職務関連発明の特許等を受ける権利を承継することができる（発明等取扱規則 4 条 1 項）。また、大学法人は、職務関連発明の特許等を受ける権利を承継する必要がないと認めたときは、当該教職員等に帰属させることができる（同規則 4 条 3 項）。そして、大学法人は、その他の発明について、必要と認めたときは、当該教職員等の同意を得てその特許等を受ける権利を承継することができる（同規則 4 条 5 項）、その他の発明のうち、その特許等を受ける権利を大学法人が承継しないものの当該権利は、当該教職員等に帰属する（同規則 4 条 6 項）。なお、大学法人は、教職員等及びその他の研究者等から、既に出願等を終えた特許等を受ける権利又は特許権等の譲渡の申出があったときは、その特許等を受ける権利又は特許権等を譲り受けることができる（同規則 7 条の 2）。それらの規定には、特許等を受ける権利の承継と帰属および譲渡が混在する。

そして、京都大学発明規程(注 33)では、産官学連携本部長は、研究者等から職務発明等の届出があったときは、本学が当該職務発明等について特許等を受ける権利を承継するか否かを決定し（発明規程 4 条 1 項）、本学が承継する旨決定した権利は、本学に帰属するとある（同規程 6 条）。ただし、本学が承継しないと決定したものについては、当該職務発明等についての権利を発明者に帰属させることができる。そして、研究者等以外の個人又は法人から、特許権等又は特許等を受ける権利について、本学への譲渡を希望する旨の申出があったときは、産官学連携本部長は、当該特許権等又は特許等を受ける権利を承継するか否かを

決定し（同規程 11 条 1 項）、研究者等若しくは研究者等以外の個人又は法人等から、特許権等又は特許等を受ける権利について、本学からの譲渡を希望する旨の申出があったときは、産官学連携本部長は、当該特許権等又は特許等を受ける権利を譲渡するか否かを決定する（同規程 11 条 3 項）。それら規定では、特許等を受ける権利の承継と譲渡が使用され、承継は譲渡と同義に使用される。なお、発明者に帰属させるのは、発明者の権利（発明者掲載権と特許を受ける権利）の原始取得になる。

また、早稲田大学職務発明規程(注 34)では、「権利の帰属」の規定で職務発明等に係る知的財産権は、大学がこれを承継するとある（職務発明規程 3 条）。また、「任意譲渡」の規定で、教職員等からの届出による発明等について、大学が職務発明等に該当しないと決定した場合に、発明者からその発明等に係る知的財産権を大学に譲渡する申し出があったときは、大学は、発明審査委員会の意見を徴したうえで、当該知的財産権を承継するかどうかを決定する（同規程 8 条）。ところで、特許法には特許権の譲渡に関する規定はないことから、特許権の帰属は特許権の承継と規定される。早稲田大学職務発明規程では、知的財産権の譲渡とされていることから、特許権の承継は特許権の譲渡となっていよう。

慶應義塾発明取扱規程(注 35)では、教職員等が創作した発明等にかかる特許等の権利は、義塾に帰属するとある（発明取扱規程 3 条 1 項）。この規定は、国の研究資金を得て行った研究に基づく発明等に関するものであり、産業技術力強化法 17 条の知的財産の帰属といえる。また、「発明提案書の提出」の規定において、教職員等は、義塾に帰属する発明等または義塾に譲渡を希望する発明等が生じた場合、大学研究連携推進本部を通じて義塾に提出するものとする（同規程 4 条 1 項）。この規定は、特許法で特許を受ける権利・特許権の譲渡になる。また、連携推進本部は、発明等について義塾として承継するものの特定を行う（同規程 5 条 1 項）。この規定は、特許法の特許を受ける権利・特許権の承継になる。

上記の大学における職務発明規程では、特許法と産業技術力強化法の特許を受ける権利・特許権の承継・譲渡・帰属が混在する。特許法では、特許権の移転が特許権の譲渡に置き換えて使用されることによって、「特許を受ける権利の帰属」を「特許を受ける権利の移転」とし、それを「特許を受ける権利の譲渡」に置き換えて解釈されている。それによって、本来、使用者（法人）帰属と発明者帰属とに人格権（発明者掲載権）が関与するとき齟齬が想定されるはずであるが、特にそれが指摘されることはない。そこでは、知的財産の帰属・移転・譲渡が信託譲渡と置き換えられて理解されていることになろう。

3. 3 職務発明規程の二重性

職務発明契約における職務発明規程は、わが国では、特許法の理解の仕方と産業技術力強化法の理解の仕方の二つのパターンがある。それは、職務著作規程との対応関係が見いだせる（図 1）。第一のパターンは、職務発明に関して、使用者（法人）は、従業者（発明者）の特許権について通常実施権を有することになる（特許法 35 条 1 項）。それは、使用者の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者における従業者の現在また

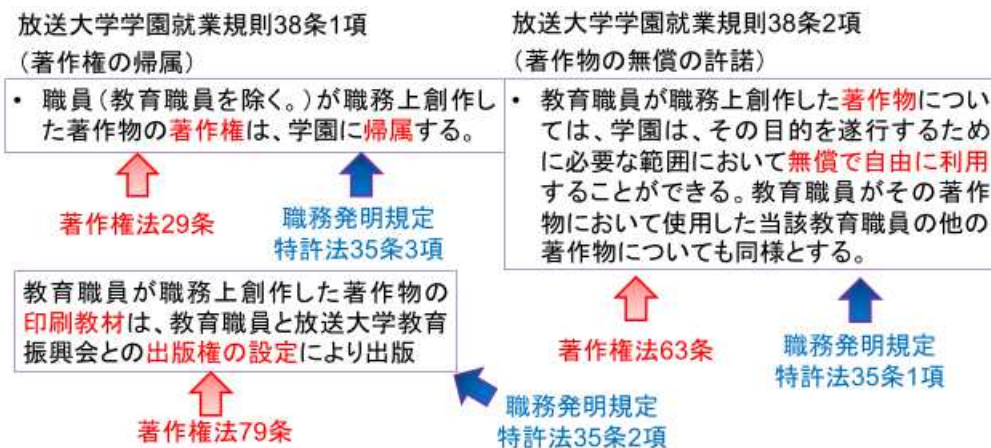


図 1 職務著作規定との整合性からの二つの職務発明規定の関係 (筆者作成)

は過去の職務に属する発明（職務発明）について特許を受けたとき、または職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときの特許権に関するものである。また、従業者がした発明については、その発明が職務発明である場合は、使用者のため仮専用実施権もしくは専用実施権を設定することができる（同法 35 条 2 項の反対解釈）。使用者は、職務発明において、特許権者、専用実施権者および通常実施権者として、特許権または専用実施権もしくは通常実施権という物権的な権利と準物権的な権利および債権的な権利が帰属することになる。第二のパターンは、自然人である発明者がした職務発明については、その特許を受ける権利は、その発生した時からその使用者に帰属しうることになる（同法 35 条 3 項）。

ところで、著作権法には著作権の譲渡の規定があるが、特許法には特許権・特許を受ける権利の譲渡は限定的な規定になっている。その特許を受ける権利・特許権の譲渡の表記は、試験研究を行う独立行政法人（特定試験研究独立行政法人）における技術に関する研究成果について、特許権・特許を受ける権利の譲渡等を受ける TLO の規定にしかみることができない（特許法 109 条の 2 第 3 項 5 号）。この規定は、産業技術力強化法 17 条の規定に類似する。「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（大学技術移転促進法（TLO 法）」では、特許権の譲渡と特許を受ける権利の譲渡の表記があるが、特許権の帰属と特許を受ける権利の帰属の表記はない。それに対して、特許法では、特許権の承継や移転の規定はあるが、特許を受ける権利・特許権の譲渡の規定は限定的である。

上記から、特許法における知的財産の帰属は、特許を受ける権利・特許権の譲渡と仮専用実施権・専用実施権の設定および仮通常実施権・通常実施権の許諾が対応する。それに対して、patent transfer（信託譲渡）との関係もある。そのかわりの中で、特許を受ける権利の帰属は、信託譲渡と親和性がある。

4. 信託における知的財産の帰属

著作権等管理事業法と信託業法は、わが国の知的財産法の中での信託によるものである。それは、ムーンショット型研究開発制度において、いわゆる日本版バイ・ドール規定における研究成果の知的財産の帰属に見られるものである。日本版バイ・ドール規定とは、国の委託資金を原資として研究を行った場合、その成果である発明に関する特許などの権利を、委託した国が持つのではなく、受託して実際に研究開発を行った者が持てるようにする規定である。

4. 1 信託譲渡

特許法 35 条 3 項の特許を受ける権利の帰属は、産学連携や産官学連携または国際共同研究における日本版バイ・ドール規定（産業技術力強化法 17 条）における国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱いと通底する。なお、バイ・ドール法（Bayh-Dole Act）とは、1980 年合衆国特許商標法修正条項（Patent and Trademark Law Amendments Act (Pub. L. 96-517, December 12, 1980)）の通称であり、この修正条項により従来、米国の政府の資金によって大学が研究開発を行った場合、特許権が政府のみに帰属していた制度から、大学側や研究者に特許権（patent）を帰属させる余地が認められるようになってきている。ということは、わが国の知的財産の帰属とは逆の趣きになるが、それらの規定は Patent Transfer Agreement に準拠しているといえる。上記は、著作権法 29 条の著作権の帰属や Copyright Transfer Agreement と同様のことがいえる。

そして、TLO 法は、TLO への特許権の譲渡と専用実施権の設定による大学における技術に関する研究成果の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民間事業者に対し移転、すなわち通常実施権の許諾のライセンスを行う。これは、著作権等管理事業者への著作物の信託譲渡により著作物の利用の許諾のライセンスを行うことと同一性がある。TLO 法は、信託による特許権管理事業法とよびうる。そのかわりの中で、TLO への特許権の譲渡と専用実施権の設定とは、TLO への信託譲渡の言い換えたものになろう。なお、創作者と権利管理団体との法的関係は、権利管理団体への知的財産の譲渡と職務著作・職務発明によって法人・使用者が創作者（著作者、発明者）の権利を原始取得することが並存することを示唆する。ただし、ここでは、知的財産の譲渡とは信託譲渡になる。すなわち、著作権法には職務著作の限定されたかたちで法人著作が規定されているように、特許法に職務著作の限定されたかたちで法人発明の立法化が想定しうる(注 36)。

ところで、copyright の和訳は著作権になる。米国では著作物を有体物として保護することから著作隣接権という概念を有しないことに対して、わが国においては著作物を無体物とすることから著作隣接権の概念を有している。そのかわりの中で、copyright の和訳は、著作権等（著作権と著作隣接権（出版権））になる(注 37)。それは、著作権管理事業法ではなく、著作権等管理事業法となっているゆえんである。そして、帰属とは、英語表記で attribution、ownership、transfer、assignment に相当し、それはわが国では移転、そして

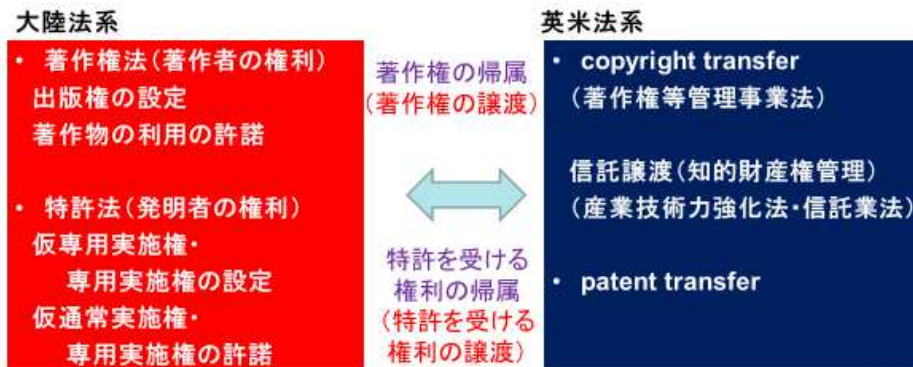


図 2 知的財産の法人帰属の大陸法系と英米法系との対応関係 (筆者作成)

譲渡、設定、許諾を意味しよう (図 2)。それを考慮すると、ownership of copyright transfer は、著作者の経済的権利 (著作権) の帰属になる。そして、ownership of patent transfer は発明者の経済的権利 (特許を受ける権利、特許権) の帰属になる。

産業技術力強化法 17 条の知的財産の帰属は信託譲渡であり産業財産権管理になり、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」25 条の知的財産権の取扱いは同法 2 条 2 項 3 号の知的財産権 (知的財産基本法 2 条 2 項) の管理である。同様に、著作権等管理事業法の知的財産の帰属は信託譲渡による著作権等管理であり、信託業法の知的財産権の帰属は信託譲渡による知的財産権管理になる。なお、著作権等管理事業法では著作権と著作隣接権に対する信託契約による著作権等管理となる中で、出版者系管理団体 (一般社団法人教科書著作権協会、一般社団法人日本出版著作権協会、一般社団法人出版者著作権管理機構) の管理委託契約は、委託者 (出版社) が著作権者から著作権の管理を委託されている著作物の利用の許諾の代理をさせるにあたって締結する内容を定めている。それは、著作権法における出版権設定契約または著作物利用許諾契約と、著作権等管理事業法における信託契約との二重の関係になっている。そのかわりの中で、出版権設定契約による出版社は出版者の権利 (注 38) を待つまでもなく、出版者系管理団体との信託契約による出版権管理であってもよい。

4. 2 知的財産権管理

オープンソース TRON T-Kernel のソースコードのライセンス契約がある (注 39)。T-Engine フォーラムより配布を行う T-Kernel (注 40) のソースコードおよびその派生物に関する著作権ならびに利用条件を規定する。本ソースコードは、T-Kernel のソースプログラム (付随するコメント、ドキュメンテーションを含む) および、単純移植されたソースコードのうち T-Engine フォーラムに登録されたものである。それは、IEEE 2050-2018 となり、坂村健・TRON フォーラムは、トロンフォーラムに帰属する μT-Kernel 2.0 の仕様書の著作権を電気電子学会 (Institute of Electrical and Electronics Engineers : IEEE) へ譲渡する。他方、IEEE は、TRON μT-Kernel 2.0 の所有権 (ownership) が IEEE Standards

Association へ譲渡され、知的財産を使用するためのライセンスを TRON フォーラムへ提供する(注 41)。このライセンス契約は TRON μ T-Kernel2.0 の IEEE への copyright transfer であり、それは知的財産管理になる(注 42)。そうであるならば、坂村健・TRON フォーラムがいう著作権の譲渡は、著作権等管理事業法の信託譲渡と親和性がある。

坂村健・TRON フォーラムが著作権の譲渡とするかかわりの中で、著作権と出版権および著作隣接権の帰属の関係がある(表 1)。なお、出版権の性質には三重性がある。第一は著作権の支分権の複製権と公衆送信権等であり、第二は出版者の権利としての著作隣接権であり、第三は著作権等管理として著作物の利用の許諾である(図 3)。著作権と著作隣接権に関しては、著作権の譲渡(著作権法 61 条)と著作隣接権の譲渡(同法 103 条で著作権法 61 条を準用)の規定があり、準物権的な権利に出版権の設定(同法 79 条)、債権的な権利の著作物の利用の許諾(同法 63 条)と実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾(同法 103 条で著作権法 63 条を準用)の規定がある。ところが、その対応関係からは、準物権的な権利の実演、レコード、放送又は有線放送の利用の設定の規定がない。また、出版権に関しては、出版権の譲渡(同法 87 条)および債権的な権利の出版権の目的である著作物の複製又は公衆送信の許諾(同法 80 条 3 項)の規定があるが、準物権的な権利の著作物の複製又は公衆送信の設定の規定がない。それらが、著作権の帰属が対象とするものになる。なお、出版権の性質の三重性から、著作物の複製又は公衆送信の設定は、出版権の設定と実

表 1 著作権と出版権および著作隣接権の帰属の関係(筆者作成)

	著作権	出版権	著作隣接権
物権的な権利	著作権の譲渡	出版権の譲渡	著作隣接権の譲渡
準物権的な権利	出版権の設定	(著作物の複製又は公衆送信の設定)	(実演、レコード、放送又は有線放送の利用の設定)
債権的な権利	著作物の利用の許諾	著作物の複製又は公衆送信の許諾	実演、レコード、放送又は有線放送の利用の許諾



図 3 出版権の三重性(筆者作成)

演、レコード、放送又は有線放送の利用の設定を代替しうる。

上記の表 1 の関係は、特許権とのかかわりからは、次のようになる。信託業法の特許権の譲渡は、仮専用実施権・専用実施権の設定による特許権管理になる。そして、それは著作物の複製又は公衆送信の設定が仮専用実施権・専用実施権の設定と対応し、それらは信託譲渡に対応する。

4. 3 知的財産の法人帰属の二重性

知的財産の帰属で問題となるのは、創作者帰属ではなく、法人帰属となる場合である。そして、著作者が自然人だけでなく法人にも認められるときは、法人に著作者の権利の原始取得（著作権法 15 条）と法人に著作権の帰属（同法 29 条）の二つが並存し、それらは大陸法系と英米法系の法解釈になる。そして、特許法 35 条 3 項は、法人（使用者）の特許を受ける権利の原始取得とする規定とするものがある(注 43)。それが一般的にとらえ方なのかもしれないが、それは英米法系の法解釈といえる。しかし、大陸法系の法解釈は、発明者は自然人であることから、法人に特許を受ける権利が認められるとしても、発明者の権利（発明者掲載権、特許を受ける権利）の原始取得は認められないはずである。そのかわりの中で、特許を受ける権利の帰属は、大陸法系では瞬時に特許を受ける権利の譲渡または仮専用実施権の設定あるいは仮通常実施権の許諾にならざるをえない。英米法系での法解釈では、特許を受ける権利は信託譲渡になる。すなわち、発明者の権利の発明者帰属と特許を受ける権利の法人帰属とは並存することになる。

知的財産の法人帰属には、二つの法理が並存する（表 2）。著作権法では、知的財産（著作物）の帰属は、著作権の譲渡と出版権（複製権、公衆送信権等）の設定がある。出版権の設定は、一般の出版社と理学・工学系の学会の発行物の主な出版契約である。そして、知的財産（著作物）の帰属は、それら二つに著作物の利用の許諾を加えて、三つが対応する。さらに、著作権の帰属は信託譲渡があり、それは音楽出版社の音楽著作権とよばれる著作権の譲渡と理学・工学系の学会の著作権の譲渡になる。特許法では、知的財産（発明）の帰属は、特許を受ける権利・特許権の譲渡と仮専用実施権・専用実施権の設定および仮通常実施権・通常実施権の許諾であり、特許を受ける権利の帰属が信託譲渡になる。その関係はシリアルなケースまたはパラレルなケースがあり、それが知的財産の帰属の不明確さの要因となっ

表 2 職務創作の創作者帰属と法人帰属との知的財産権の関係（筆者作成）

	職務著作規定		職務発明規定	
創作者（著作者、 発明者）帰属	著作物の利用の許諾		通常実施権の許諾	
	出版権の設定		専用実施権の設定	
法人・使用者 帰属	著作者の権利 の法人帰属	著作権の 法人帰属	(発明者の権利 の使用者帰属)	特許を受ける権利 の使用者帰属

ている(注 44)。

ところで、米国によるわが国の知的財産法に対する過去の要求がある。それは、著作権法では、出版権の設定の削除である。出版権の設定の条項を削除した法案が通商産業省(現在、経済産業省)主導で作成されたことがある。特許法では、利用権制度(専用実施権の設定と通常実施権の許諾)は不要とするものである。それは、特許権の譲渡でよいとする。しかし、著作権の譲渡と特許を受ける権利・特許権の譲渡は、職務著作規定と職務発明規定にはない。しかも、知的財産権の譲渡は、人格権との関係、例えば著作者人格権の不行使特約等で調整を要する。なお、著作者人格権の不行使特約は、わが国で提案された著作者人格権の放棄、著作者人格権の行使の放棄または著作者人格権(同一性保持権)の不行使特約を契約で締結するという見解によるものであり(注 45)、それを米国が引用し同調するものになっている(注 46)。それは、著作物のデジタル化・ネットワーク化において、著作物の活用の促進において著作者人格権が障害となるとの見方になる。

著作権の譲渡または特許を受ける権利・特許権の譲渡は、著作者による著作物または発明者の発明・特許発明に対して著作権者の著作物の複製等または特許権者の特許発明の実施において同一性が保持されることを前提にする限定された条件で可能となる。それは、著作者人格権または発明者人格権を考慮する対応になる。新しい人権としての知的財産権の観点(注 47)からは、人格権の放棄・行使の放棄または不行使特約は無効である。

5. おわりに

産業技術力強化法 17 条の知的財産の帰属は、受託者がもし発明者(自然人)であるとき、特許法 74 条 2 項の発明者の権利の原始取得と同様になりうる。しかし、受託者が使用者(民間企業等)であるときは、そこには発明者(自然人)と民間企業等(使用者)との知的財産の法人帰属の関係が含まれている。ここで、受託者が使用者(法人)であるときは、発明者が自然人に限定されていることから、知的財産の帰属が使用者(法人)に原始取得されることはないはずである。したがって、産業技術力強化法 17 条の発明者から民間企業等への知的財産の帰属は、信託譲渡と解することに合理性があろう。そして、産業技術力強化法 17 条の知的財産の帰属は、特許法 35 条の特許を受ける権利・特許権の帰属と同様の関係にある。すなわち、特許法 35 条 1 項・2 項は発明者の特許を受ける権利の原始取得を前提とし、特許法 35 条 3 項の特許を受ける権利の法人帰属は信託譲渡と解しうる。なお、著作権法では、著作者の権利の著作者(自然人と法人)への原始帰属は著作権法 15 条になり、著作権の法人帰属が著作権法 29 条になる。そして、著作権の法人帰属の方は、信託譲渡と解しうる。

そして、知的財産の帰属における大陸法系と英米法系との対応関係の中で、知的財産権の譲渡は信託譲渡であり、信託譲渡は知的財産権管理になる。英米法系の **copyright transfer** は、大陸法系の著作権法の著作者の権利(著作者人格権、著作権)に対する出版権(著作物利用権)の設定と著作物の利用(著作物利用権)の許諾が対応する。ここで著作物利用権と

したのは、一身専属の著作者人格権と著作権のわが国の二元論に対して一元論を考慮したことによる。また、英米法系の **patent transfer** は、大陸法系の特許法の発明者の権利（発明者人格権、特許を受ける権利・特許権）に対する仮専用実施権・専用実施権の設定、仮通常実施権・通常実施権の許諾が対応する(注 48)。そのかかわりの中で、著作権の帰属とは著作物利用権の設定に通底し、特許を受ける権利・特許権の帰属とは仮専用実施権・専用実施権の設定に通底していよう。

上記のわが国の知的財産の帰属の構図には、三つの視点がある。

第一は、マクロスコピックな知的財産の帰属であり、準物権的な知的財産の利用権（出版権と仮専用実施権・専用実施権）の設定と信託譲渡とが通底し、それらが知的財産権管理として機能する。

第二は、ミクロスコピックな知的財産の帰属であり、物権的な知的財産の利用権（著作権と特許権）の譲渡と準物権的な知的財産の利用権（出版権と仮専用実施権・専用実施権）の設定および債権的な知的財産の利用権（著作物の利用と仮通常実施権・通常実施権）の許諾の組み合わせから、知的財産は構造化される。

第三は、メゾスコピックな知的財産の帰属であり、マクロスコピックまたはミクロスコピックな知的財産の帰属がシリアルまたはパラレルに纏れ合っている。

そのような知的財産を物権と債権の峻別によって解釈することと信託財産と解釈することとの財産権のかかわりの中で、知的財産の帰属の合理的な関係が維持されるためには、無体物の知的財産が視聴覚化または物品・装置と一体化されるにあたって、人格権とのかかわりから同一性が保持されていなければならない。

上記の構図の知的財産制度デザインのための今後の課題は、わが国の知的財産を物権と債権の峻別により解釈するものと信託財産と解するものの二つの考え方の整合での法整備である。

著作権法では、利用権制度、著作物利用権（出版権）の設定と著作物利用権（著作物の利用）の許諾の創設が必要である。そして、映画の著作物の頒布権に消尽が認められ(注 49)、映画の著作物と視聴覚著作物との差異がなくなったことから、著作権法 29 条は、視聴覚著作物（実演）の著作権等（著作権と著作隣接権）の帰属の規定とし、さらに著作権等は複製権で通底する。しかし、そのためには実演家の著作隣接権に複製権の例示が必要になる。

特許法では、特許法 35 条 1 項に「仮通常実施権の許諾」の付加と著作権法 15 条のような法人の発明者帰属の規定の創設が必要になる。その前提になるのが、知的財産相互の利用関係と知的財産権の抵触関係の法整備である。この手当とともに、知的財産の帰属において大陸法系と英米法系が共存することは右側通行と左側通行とが共存する状態であるが、それらを仮想することは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会の **Society5.0** におけるデータ・AI 利活用に関する知的財産問題の対応を考えていく上の起点になる。

(脚注)

- (注 1) 日本国憲法 29 条の対象となる財産権は、所有権その他の物権、債権をはじめ、著作権・特許権などの知的財産権（無体財産権）も含まれる（伊藤正巳『憲法（第 3 版）』（弘文堂、1995）367～368 頁）。
- (注 2) 物権は、有体物に対する排他的支配権である。物権法定主義、すなわち物権は、民法その他の法律で定めた種類・内容のもの以外には新たに契約などで物権を創設できない（民法 175 条）。しかも、知的財産権が無体物に対する排他的支配権であることから、直接、物権と債権の峻別がかかわるものではない。しかし、知的財産権と物権の機能は類似する。そして、出版権の設定は、準物権的な権利とされ、専用実施権の設定は物権的な権利といわれ、通常実施権の許諾は債権的な権利と表される。本稿では、著作権と特許権は物権的な権利とし、出版権の設定と専用実施権の設定は準物権的な権利とし、著作物の利用の許諾と通常実施権の許諾は債権的な権利と表記することにする。
- (注 3) ムーンショット型研究開発制度とは、わが国発の破壊的イノベーションの創出を目指し、従来技術の延長にない、より大胆な発想に基づく挑戦的な研究開発（ムーンショット）を推進する新たな制度のことである。
- (注 4) 産業技術力強化法 17 条では、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」25 条 1 項と同様に、国の委託等に係る知的財産は、「譲り受けられないことができる」となっている。したがって、産業技術力強化法 17 条から直接「知的財産の帰属」をいうことはできないが、産業技術力強化法 17 条は日本版バイ・ドール規定といわれる。日本版バイ・ドール制度の説明では、政府資金を供与して行う委託研究開発に係る特許権等について、一定の条件を受託者が約する場合に、受託者に帰属させることを可能とするところある（特許庁「産業技術力強化法の改正に伴う特許出願等の手続における引用条項等の変更について」（2019.04）, https://www.jpo.go.jp/system/patent/shutugan/tetuzuki/injojyoko_henkou.html, (2023.11.01)）。そこで、本稿は、産業技術力強化法 17 条の国が「譲り受けられない」とする知的財産は研究開発機関に「帰属」することから、それを受託者への「知的財産の帰属」と解する。
- (注 5) 特許法 35 条は実用新案法 11 条と意匠法 15 条で準用され、特許を受ける権利の帰属はそれぞれ登録実用新案を受ける権利の帰属と登録意匠を受ける権利の帰属になる。
- (注 6) 正確には、知的財産の帰属は、それぞれもう一つ使用されている。著作権の帰属の表記が、相続人の不存在の場合等における著作権の消滅にあたって国庫への帰属として規定される（著作権法 62 条）。これは、国の研究資金を得て行った知的財産に関する権利の帰属と類似する。そして、特許権の帰属の表記が特許権の移転の特例に関する規定にある（特許法 74 条 2 項）。その特許権の帰属は、自然人である発明者が特許を受ける権利・特許権を原始取得することを意味する。なお、同様の規定が、実用新案権の移転の特例の実用新案権の帰属（実用新案法 17 条の 2 第 2 項）と意匠権の移転の特例の意匠権の帰属（意匠法 26 条の 2 第 3 項）にある。
- (注 7) 著作権法 29 条 1 項は、映画の著作物には実演が含まれることから、著作権等（著作権と著作隣接権）の帰属といえる。そして、著作権法 29 条 2 項は放送事業者であり、同法 29 条 3 項は有線放送事業者であることから、それらは、著作権の帰属ではなく、著作隣接権の帰属の規定になるはずである。
- (注 8) わが国は、二元論をとっており、著作権の譲渡は著作者人格権と分離して移転させることができる。ただし、一元論をとる国では、著作者人格権と著作権とは一体化して著作権の譲渡は不可であるが、その代わりに著作権の利用権の譲渡になる（ドイツ著作権法 15 条、31 条、フランス著作権法 122 の 1 条）。
- (注 9) 大阪高決平成 23 年 3 月 31 日平成 23 年（ワ）56 号判時 2167 号 81 頁。
- (注 10) 前掲注 (9) [92 頁]。
- (注 11) 前掲注 (9) [96～98 頁、101 頁]。
- (注 12) 前掲注 (9) [98～99 頁、101 頁]。

- (注 13) 原作者側とは、株式会社桜井デザインセンターのキャラクター作者の櫻井 瑛（ペンネーム：もへろん）である。
- (注 14) 「著作権規定」, https://www.iee.jp/wp-content/uploads/honbu/32-doc-kenq/tyosaku_H19.pdf, (2023.11.01)
- (注 15) 「電子情報通信学会著作権規程」, <https://www.ieice.org/jpn/about/kitei/chosakukenkitei.pdf>, (2023.11.01)
- (注 16) 「情報処理学会著作権規程」, <https://www.ipsj.or.jp/copyright/ronbun/copyright.html>, (2023.11.01)
- (注 17) 「一般社団法人 日本機械学会 著作権規定」, <https://www.jsme.or.jp/divmanual/pdf/copyright.Japanese.pdf>, (2023.11.01)
- (注 18) 「日本知財学会誌投稿規程」, https://ipaj.org/bulletin/pdf/kitei_2018.pdf, (2023.11.01)
- (注 19) 「東京大学著作物等取扱規則」, https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/rules_and_forms/copyright.html, (2023.11.01)
- (注 20) 「慶應義塾著作権取扱規則」, <https://www.research.keio.ac.jp/forms/files/f09-05.pdf>, (2023.11.01)
- (注 21) 「放送大学学園就業規則」, <https://www.ouj.ac.jp/hp/kitei/PDF/4-1/syugyokisoku.pdf>, (2023.11.01)
- (注 22) ノーベル物理学賞の受賞者の益川敏英（当時、京都産業大学教授）は、TV 番組で「巨大科学はまるで映画製作のよう」と表現されている。
- (注 23) 映画の著作物の著作者は、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者である（著作権法 16 条）。それらの者は、映画の製作面に寄与する者であり、俳優等の実演家は考慮されていない。これは、当初、映画は制作技術に焦点が当てられており、後に俳優へ焦点が当てられるようになったことによる。
- (注 24) 齊藤博『著作権法』（有斐閣、2000）264～266 頁。
- (注 25) 齊藤・前掲注（24）265 頁。
- (注 26) 著作権の帰属は、著作者の権利の職務上作成する著作物の著作者（著作権法 15 条 1 項）と映画の著作物の著作者（同法 16 条）とは相反の関係があるが、それらと映画の著作物の著作権の帰属（同法 29 条 1 項）とは並存の関係を有することになる。
- (注 27) 加戸守行『著作権法逐条講義 四訂新版』（著作権情報センター、2003）216 頁。
- (注 28) 職務発明対価請求訴訟の主なものに、「再生用光ヘッド発明・ウオブルディスク発明補償金請求事件」（東京地判平成 14 年 11 月 29 日平成 10 年(ワ)16832 号・平成 12 年(ワ)5572 号判時 1807 号 33 頁）、「ピックアップ装置発明補償金請求事件」（最三判平成 15 年 4 月 22 日平成 13(受)1256 号民集 57 卷 4 号 477 頁）、「窒素磁石に係る発明の対価請求事件」（東京地判平成 15 年 8 月 29 日平成 14(ワ)16635 号, https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/891/010891_hanrei.pdf, (2023.11.01)）、「青色発光ダイオード事件」（東京地判平成 16 年 1 月 30 日平成 13(ワ)17772 号, https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/344/034344_hanrei.pdf (2023.11.01)）がある。
- (注 29) 例えば日本経済新聞「オプジーボ訴訟、280 億円で和解 小野薬品が本庶氏側と」（2021）, <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOHC17CFN0X10C21A9000000/>, (2023.11.01)
- (注 30) 小野薬品工業株式会社 相良 暁「訴訟の和解成立に関するお知らせ」（2021.11.12）, https://www.ono.co.jp/sites/default/files/ja/news/press/news_%E8%A8%B4%E8%A8%9F%E3%81%AE%E5%92%8C%E8%A7%A3%E6%88%90%E7%AB%8B%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E3%81%8A%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%81%9B_20211112.pdf, (2023.11.01)
- (注 31) 朝日新聞「オプジーボの小野薬品を提訴へ 本庶氏、特許使用料求め」（2020.06.05）, <https://www.asahi.com/articles/ASN65541DN61PLBJ007.html>, (2023.11.01)
- (注 32) 「東京大学発明等取扱規則」, https://www.ducr.u-tokyo.ac.jp/rules_and_forms/patent.html, (2023.11.01)
- (注 33) 「京都大学発明規程」, https://www.kyoto-u.ac.jp/uni_int/kitei/reiki_honbun/w002RG00000924.html, (2023.11.01)

- (注 34) 「早稲田大学職務発明規程」, https://www.waseda.jp/top/assets/uploads/2015/05/inventor_rule.pdf, (2023.11.01)
- (注 35) 「慶應義塾発明取扱規程」, <https://www.research.keio.ac.jp/forms/files/f09-02.pdf>, (2023.11.01)
- (注 36) 児玉晴男「技術移転機関(TLO)における知的所有権の課題」*パテント* 52 巻 5 号 (1999) 35~40 頁。
- (注 37) 知的財産法に関する国際機関では、漢字表記が見られる。その表記は、わが国の漢字表記であった時代があったが、現在は、中国語の漢字表記である。世界知的所有権機関(WIPO)のウェブページでは、例えば **copyright** は著作権である。そうであるならば、日米の翻訳関係では不十分であり、日中の漢字翻訳で整合性をとったうえで英訳する必要があることになる。
- (注 38) 出版者の権利は、1990 年代に「文化庁第 8 小委員会 (出版者の保護関係) 報告書」において、出版行為が出版者固有の権利として検討され、著作隣接権として結論づけている。また、出版者の権利と同様な議論が 2010 年代に「印刷文化・電子文化の基盤整備に関する勉強会」で取り上げられる。しかし、ともに、出版者に出版者固有の権利は認められていない。なお、出版社は、わが国では出版権者であるが、英国と米国は著作権者であり、ドイツと中国では著作隣接権者として規定される。
- (注 39) 「T-License [T-Kernel のソースコードのライセンス契約」, https://www.tron.org/download/index.php?route=information/information&information_id=8, (2023.11.01)
- (注 40) T-Kernel とは、著作権者より T-Engine フォーラムが委託を受け管理および配布を行うリアルタイムオペレーティングシステムである。
- (注 41) IEEE Standards Association (IEEE SA) and TRON Forum Sign Agreement to Advance IoT Development and Interoperability, https://standards.ieee.org/news/2017/ieee_tron.html, (2023.11.01)
- (注 42) 新井 誠「信託の特質—転換機能について—」知的財産研究所編『知的財産権の信託』(2004) 22~31 頁。
- (注 43) 家永 勲監修「職務発明制度における、「権利の帰属」について」(2022), <https://xn--alg-li9dki71toh.com/roumu/employee-invention/ownership-of-rights/>, (2023.11.01)
- (注 44) シリアルなケースとは、例えば電子情報通信学会では著作権法により論文を著作権の譲渡と著作者人格権の不行使特約によって発行し、その著作物である論文(信託財産)を著作権等管理事業法により著作権等管理事業者の学術著作権協会へ委託(信託)し、さらに論文の複製に関しては著作権等管理事業者の日本複写権センターへ委託(信託)している。パラレルなケースとは、例えば著作権法による音楽著作権を有するエイベックス社が関連会社の著作権等管理事業者の株式会社 NexTone が著作権等管理事業法でも関与する。著作権法と著作権等管理事業法のケースのように明確ではないが、知的財産の帰属において、知的財産法と産業技術力強化法および信託業法でもシリアルまたはパラレルな関係が想定できよう。
- (注 45) 知的財産研究所「マルチメディア委員会「【特集】マルチメディアと知的財産 I Exposure'94 マルチメディアを巡る新たな知的財産ルールの提唱」知財研フォーラム 18 巻 (1994) 4~7 頁。
- (注 46) Information Infrastructure Task Force, *Intellectual Property and the National Information Infrastructure: The Report of the Working Group on Intellectual Property Rights*, United States, 1995, pp.146-147.
- (注 47) 創作者 (author) であるすべての人は、科学的 (scientific)、文学的 (literary) または美術的 (artistic) な成果物 (production) から生ずる精神的 (moral) および物質的 (material) な利益を保護される権利をもつ (世界人権宣言 27 条 2 項)。
- (注 48) patent transfer は、発明者の権利の一元論を考慮すれば、特許を受ける権利・特許権の帰属は、発明・特許発明の利用権の譲渡、発明・特許発明の利用権の設定、発明・特許発明の利用権の許諾が対応する。
- (注 49) 最一判平 14 年 4 月 25 日 平成 13 (受) 952 号等民集 56 巻 4 号 808 頁。